

令和6年 第1回 栗原市農業委員会総会議事録

令和6年1月29日午後1時30分、下記の件の議定のため令和6年 第1回 栗原市農業委員会総会を栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第1号 農地の現状変更届出について
- 日程第 5 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 6 報告第3号 使用貸借権の解約通知について
- 日程第 7 報告第4号 農地法第3条の規定による許可指令書の返納届について
- 日程第 8 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 9 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第11 議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請について
- 日程第12 議案第5号 農用地利用集積計画について
- 日程第13 議案第6号 非農地証明願について

1 出席委員 (23名)

- | | | | | | | | |
|-----|-----|----|----------|-----|-----|-----|-----|
| 1番 | 佐藤 | 勝 | 委員、 | 2番 | 山田 | 善太郎 | 委員、 |
| 3番 | 高橋 | 文彦 | 委員、 | 4番 | 菅原 | 昌行 | 委員、 |
| 5番 | 曾根 | 香代 | 委員、 | 6番 | 曾根 | 金雄 | 委員、 |
| 7番 | 高橋 | 榮一 | 委員、 | 8番 | 大沢 | 純香 | 委員、 |
| 9番 | 三浦 | 俊輔 | 委員、 | 10番 | 高橋 | 寛 | 委員、 |
| 11番 | 菅原 | 勝宏 | 委員、 | 12番 | 氏家 | 勝子 | 委員、 |
| 13番 | 岩渕 | 弘 | 委員、 | 14番 | 鈴木 | 和子 | 委員、 |
| 15番 | 三浦 | 正勝 | 委員、 | 16番 | 尾形 | 陽一郎 | 委員、 |
| 17番 | 千田 | 公之 | 委員、 | 18番 | 佐々木 | 耕太郎 | 委員、 |
| 20番 | 氏家 | 優一 | 委員、 | 21番 | 米山 | 嘉彦 | 委員、 |
| 22番 | 佐々木 | 進 | 委員、 | | | | |
| 23番 | 三浦 | 栄 | 会長職務代理者、 | | | | |
| 24番 | 吉田 | 優俊 | 会長 | | | | |

2 欠席委員 (1名)

19番 鈴木 伸 委員、

3 議事に参与した者

事務局長	小野寺	世 洋
事務局長補佐	千 田	昌 代
農地農政係主幹兼係長	菅 原	英 史
農地農政係 主 幹	高 橋	潤
農地農政係 主 事	菅 原	佑 太

(午後1時30分 開会)

議長 (吉田 優俊 会長)

《開会あいさつ》

それではただ今から、令和6年第1回 栗原市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は23名であります。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

欠席の通告があります。議席番号19番 鈴木 伸 委員から、所用のため欠席する旨の通告があります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案説明のため、事務局長ほか関係職員を出席させております。

議長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、農業委員会会議規則第27条第2項の規定により、議席番号15番 三浦 正勝 委員、議席番号16番 尾形陽一郎 委員の両名を指名いたします。

議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議長

日程第3、事務報告を行います。事務局から報告いたします。

小野寺事務局長

資料に基づき報告。

議長

これで、日程第3、事務報告を終わります。

議長

日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、を報告いたします。

第3区の番号1番の1案件について、事務局から報告いたします。

事務局

資料に基づき報告。

議長

次に、去る1月23日、議席番号2番 山田 善太郎 委員、議席番号13番 岩渕 弘 委員、農地利用最適化推進委員の菅原 徳嘉 推進委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いします。

それでは、菅原 徳嘉 推進委員から報告願います。

菅原 徳嘉 推進委員

3区推進委員の菅原です。去る1月23日に4名にて書類審査及び現地確認を行いました。

詳細は事務局説明のとおりで、耕作条件改善のための盛土であり、周辺農地への影響はないことが確認されました。

以上、ご報告いたします。

議長

これで、日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、報告を終わります。

議長

日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告いたします。

はじめに、第1区の番号1番から5番までの5案件について、事務局から報告いたします。

事務局

資料に基づき報告。

議長

次に、第2区の番号6番から番号11番までの6案件、について、事務局から報告いたします。

事務局

資料に基づき報告。

議長

次に、第3区の番号12番から番号17番までの6案件、について、事務局から報告いたします。

事務局

資料に基づき報告。

議長

これで、日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

議長

日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、を報告いたします。
はじめに、第1区の番号1番から番号2番の2案件について、事務局から報告いたします。

事務局

資料に基づき報告。

議長

次に、第3区の番号3番の1案件、について、事務局から報告いたします。

事務局

資料に基づき報告。

議長

これで、日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

議長

日程第7、報告第4号 農地法第3条の規定による許可指令書の返納届について、を報告いたします。

それでは、内容を事務局から報告いたします。

事務局

資料に基づき報告。

議長

これで、日程第7、報告第4号 農地法第3条の規定による許可指令書の返納届について、報告を終わります。

議長

日程第8、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から番号17番までの17案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、去る1月22日、議席番号3番 高橋 文彦 委員、農地利用最適化推進委員の 曾根 茂 推進委員及び、及川 正一 推進委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いします。

それでは、及川 正一 推進委員から報告願います。

及川 正一 推進委員

及川です。去る1月22日に4名にて書類審査及び現地確認を行いました。

詳細は事務局説明のとおりで、番号1番は、労力不足による所有権移転売買、番号2番と番号3番は、労力不足による所有権移転贈与、番号4番から番号6番までは、労力不足による賃貸借権設定、番号7番は、労力不足による使用貸借権設定、番号8番は、労力不足による所有権移転売買、番号9番から番号11番までは、労力不足による賃貸借権設定、番号12番は、労力不足による所有権移転売買、番号13番から番号14番は、労力不足による賃貸借権設定、番号15番から番号16番は、労力不足による所有権移転売買、番号17番は、労力不足による賃貸借権設定、を行うものです。

いずれの案件も、許可にあたっては審査基準である全部効率利用要件や地域調和要件を勘案しますと、特に問題はないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号18番から番号25番までの8案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、去る1月23日、議席番号7番 高橋 榮一 委員、農地利用最適化推進委員の 鈴木 善典 推進委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いします。

それでは、鈴木善典 推進委員から報告願います。

鈴木 善典 推進委員

鈴木です。去る1月23日に3名にて書類審査及び現地確認を行いました。

詳細は事務局説明のとおりで、労力不足のための所有権移転売買、賃貸借権設定、所有権移転贈与となっており、許可にあたっては審査基準である全部効率利用要件、地域調和要件を勘案しますと、特に問題はないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号26から番号31までの6案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果の報告をお願いいたします。

それでは、菅原 徳嘉 推進委員 から報告願います。

菅原 徳嘉 推進委員

菅原でございます。去る1月23日に4名にて書類審査及び現地確認を行いました。

詳細は事務局説明のとおりで、番号26番から番号31番までの6案件は、労力不足、経営規模拡大、経営継承のため、それぞれ所有権移転贈与、賃貸借権設定を行うものとなっており、いずれの案件も許可にあたっては審査基準である全部効率利用要件、地域調和要件を勘案しますと、特に問題はないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から番号31番までの31案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第8、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、

番号1番から番号31番までの31案件については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長

日程第9、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。
はじめに、第1区の番号1番の1案件、について審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、議席番号3番 高橋 文彦 委員から報告願います。

高橋 文彦 委員

報告します。去る1月22日に4名にて書類審査及び現地確認を行いました。
詳細は事務局説明のとおりで、地目が田となっておりますが現在は畑になっており野菜が作付けされておりました。周りが住宅地であり面積も小さく周辺農地への影響はないものと確認しました。なお、駐車場にデイサービス利用の車両も出入りすると伺っております。許可にあたっては特に問題ないものと判断をいたしました。
以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。
次に、第2区の番号2番の1案件、について審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、鈴木 善典 推進委員 から報告願います。

鈴木 善典 推進委員

鈴木でございます。去る1月23日に3名にて書類審査及び現地確認を行いました。
詳細は事務局説明のとおりで、現地を確認しますと何も作付されていない休耕田でした。
そこにアパートと駐車場を建築造成するもので、隣接は既に宅地化しており周辺への影響はないものと確認しました。
許可にあたっては特に問題ないものと判断をいたしました。
以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についての、
番号1番から番号2番までの2案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員は、
挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。
よって、日程第9、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についての、
番号1番から番号2番までの2案件については、原案のとおり許可することに決定いたしました。
なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

日程第10、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から番号5番までの5案件、について審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、議席番号3番 高橋 文彦 委員から報告願います。

高橋 文彦 委員

報告します。去る1月22日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

詳細は事務局説明のとおりで、番号1番は、申請地を購入し太陽光発電設備を設置し売電収入を得るもので、現地確認しますと周りが田、畑、山林に囲まれた休耕田でした。小さい農地であり周辺への影響はないものと確認してきました。転用許可にあたっては特に問題はないものと判断いたしました。

番号2番と番号3番も、申請地を購入し太陽光発電設備を設置し売電収入を得るもので、現地確認しますと周りが山林に囲まれ草刈管理された休耕田でした。入り口側は圃場整備がなされた農地ですが当該農地に行くには川があり橋を渡るため、周辺への影響はないものと確認してきました。転用許可にあたっては特に問題はないものと判断いたしました。

番号4番と番号5番は、3年前に転用申請のあった営農型太陽光発電設備設置の再申請案件で、パネル下部ではブルーベリーの栽培が行われており、今年あたりから本格的に収穫が行われると思われます。昨年指導した草刈りにについても適切に行われておりました。更新許可にあたっては今後の管理を地区の委員、推進委員で注意していくということで、問題ないと判断いたしました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号6番の1案件、について審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、議席番号7番 高橋 榮一 委員から報告願います。

高橋 榮一 委員

報告します。去る1月23日に3名にて、書類審査及び現地確認を行いました。
詳細は事務局説明のとおりで、現地は現土地所有者の自宅裏山に位置し山林に囲まれた農地であり、現地確認しますと草地として利用された形跡が見て取れました。太陽光発電設備設置による周辺農地への影響はないものと確認してきました。
転用許可にあたっては特に問題はないものと判断いたしました。
以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。
次に、第3区の番号7番の1案件、について審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、議席番号2番 山田 善太郎 委員から報告願います。

山田 善太郎 委員

議席番号2番の山田です。去る1月23日に4名にて書類審査及び現地確認を行いました。

詳細は事務局説明のとおりで、栗駒総合支所の駐車場のとなりの農地になります。

現地を確認しますと、現在作付けはなにもされておらず草刈は行われておりました。都市計画区域内の農地となり周辺への影響はないものと確認しました。

許可にあたっては特に問題ないものと判断をいたしました。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、

番号1番から番号7番までの7案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員は、挙手願ひます。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第10、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、

番号1番から番号7番までの7案件については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

ここで、会議開始から1時間が経過しましたので、午後2時40分まで休憩といたします。

(暫時休憩：午後2時27分から2時39分まで)

議長

休憩中の会議を再開いたします。(午後2時40分)

日程第11、議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請について、を議題といたします。
第3区の番号1番の1案件、を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号2番 山田 善太郎 委員から報告願います。

山田 善太郎 委員

報告します。去る1月23日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

詳細は事務局説明のとおりで、当初は賃貸住宅建築のための農地転用許可を得ておりましたが、東日本大震災の影響や経済的理由により農地を第三者へ売却し、土地を活用したい譲受人へ売却することになり、事業を承継するための変更承認申請です。

転用許可にあたっては特に問題はないものと判断いたしました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請についての、第3区の番号1番の1案件、
について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第11、議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請についての、第3区の番号1番の1案件については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

日程第12、議案第5号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限に該当する案件がありますので、はじめに審議を行います。

第1区の

番号13番から番号14番の2案件、

番号20番から番号24番までの4案件、

番号29番から番号30番の2案件、

合わせて8案件について、審議いたします。

議席番号18番 佐々木 耕太郎 委員 は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後2時46分)

(議席番号18番 佐々木 耕太郎 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後2時46分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。討論ありませんか。

— 「討論なし」の声 —

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。
議案第5号 農用地利用集積計画についての、第1区の
番号13番から番号14番の2案件、
番号20番から番号24番までの4案件、
番号29番から番号30番の2案件、
合わせて8案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

— 「挙手多数」 —

議長

挙手多数であります。
よって、日程第12、議案第5号 農用地利用集積計画についての、第1区の
番号13番から番号14番の2案件、
番号20番から番号24番までの4案件、
番号29番から番号30番の2案件、
合わせて8案件については、原案のとおり許可することに決定いたしました。
なお、その旨、栗原市長に通知いたします。
農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、議席番号
18番 佐々木 耕太郎 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時50分)
(議席番号18番 佐々木 耕太郎 委員 着席)

議長

会議を再開いたします。(午後2時50分)
次に、第1区の
番号19番、ならびに番号25番の2案件、について、審議いたします。
及川 正一 推進委員は議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後2時51分)
(及川 正一 推進委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後2時51分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第5号 農用地利用集積計画についての、第1区の
番号19番、ならびに番号25番の2案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、
挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第12、議案第5号 農用地利用集積計画についての、第1区の
番号19番、ならびに番号25番の2案件については、原案のとおり許可することに決定
いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による委員の議事参与の制限を解き、及川 正一
推進委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時52分)

(及川 正一 推進委員 着席)

議長

会議を再開いたします。(午後2時52分)

次に、第2区の

番号88番の1案件、について、審議いたします。

議席番号1番 佐藤 勝 委員 は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後2時53分)

(議席番号1番 佐藤 勝 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後2時53分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第5号 農用地利用集積計画についての、第2区の
番号88番の1案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第12、議案第5号 農用地利用集積計画についての、第2区の
番号88番の1案件については、
原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、議席番号1番 佐藤 勝 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時55分)
(議席番号1番 佐藤 勝 委員 着席)

議長

会議を再開いたします。(午後2時55分)
ここで議長を交代いたします。
暫時休憩いたします。(午後2時56分)
(議長が、吉田 優俊 会長から 三浦 栄 会長職務代理者に交代)

議長

会議を再開いたします。(午後2時56分)
次に、第3区の
番号113番の1案件、について、審議いたします。
議席番号24番 吉田 優俊 委員 は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後2時56分)
(議席番号24番 吉田 優俊 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後2時56分)
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

— 「質疑なし」 の声 —

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。討論ありませんか。

— 「討論なし」 の声 —

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第5号 農用地利用集積計画についての、第3区の
番号113番の1案件について、
原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第12、議案第5号 農用地利用集積計画についての、第3区の
番号113番の1案件については、
原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、議席番号
24番 吉田 優俊 委員 の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時58分)

(議席番号24番 吉田 優俊 委員 着席)

議長

会議を再開いたします。(午後2時58分)

ここで議長を交代いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時58分)

(議長が、三浦 栄 会長職務代理者から 吉田 優俊 会長に交代)

議長

次に、第1区の

番号1番から番号12番までの12案件、
番号15番から番号18番までの4案件、
番号26番から番号28番までの3案件、
番号31番から番号58番までの28案件、
合わせて47案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。
次に、第2区の
番号59番から番号87番までの29案件、
番号89番から番号110番までの22案件、
合わせて51案件、について審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。
次に、第3区の
番号111番から番号112番の2案件、
番号114番から番号129番までの16案件、
合わせて18案件、について審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。
討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。
議案第5号 農用地利用集積計画についての、
番号1番から番号12番までの12案件、
番号15番から番号18番までの4案件、
番号26番から番号28番までの3案件、
番号31番から番号87番までの57案件、
番号89番から番号112番までの24案件、
番号114番から番号129番までの16案件、
合わせて116案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。
よって、日程第12、議案第5号 農用地利用集積計画についての、
番号1番から番号12番までの12案件、
番号15番から番号18番までの4案件、
番号26番から番号28番までの3案件、
番号31番から番号87番までの57案件、
番号89番から番号112番までの24案件、
番号114番から番号129番までの16案件、
合わせて116案件については、原案を可とすることに決定いたしました。
なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

日程第13、議案第6号 非農地証明願について、を議題といたします。
はじめに、第1区の
番号1番から番号7番までの7案件、について審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、曾根 茂 推進委員 から報告願います。

曾根 茂 推進委員

曾根です。去る1月22日に先の4名で書類審査及び現地確認調査を行いました。

番号1番は、現地を見ますと萱が茂り周りは山林化しており、農地への復元は困難であると判断しました。

番号2番は、番号1番の土地に隣接しており、現地を見ますと梅の木が大木となっており、農地への復元は困難であると判断しました。

番号3番は、もともと畑ですが現地は笹竹が生い茂り、農地への復元は困難であると判断しました。

番号4番は、隣地との境目の土地で面積が極狭な状況であり、現地を見ますと隣地は宅地となっており、農地への復元は困難であると判断しました。

番号5番は、山の高台にある土地で、現地を見ますと当該農地にたどり着くまでが原野化し困難な状況であり、農地への復元は困難であると判断しました。

番号6番と番号7番は隣接地で、いずれも沢田であり大型農機はいずれも入れない状況にあり、農地への復元は困難であると判断しました。

いずれの案件も、許可にあたっては特に問題ないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の

番号8番から番号9番の2案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、議席番号7番 高橋 榮一 委員 から報告願います。

高橋 榮一 委員

報告します。去る1月23日に3名にて、書類審査及び現地確認を行いました。
番号8番は、現地確認しますと畑と住宅地の中に位置しており、平成2年頃から駐車場として利用され現在に至るもので、周辺に農地はなく引き続き駐車場として使われるものであり、農地に復元することが困難な状況で、許可にあたっては特に問題ないものと判断しました。
番号9番は、現地確認しますと旧くりはら田園鉄道敷地と市道に挟まれ、隣接農地はなく、長年にわたり店舗用地として利用され現在に至っており、今後も農地に復元することが困難な状況で、許可にあたっては特に問題ないものと判断しました。
以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。
次に、第3区の
番号10番の1案件、について審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、議席番号13番 岩渕 弘 委員 から報告願います。

岩渕 弘 委員

岩渕です。去る1月23日に4名にて書類審査及び現地確認を行いました。
番号10番は、当該農地は平成3年頃から通路として使用され、現地確認しますと既にアスファルト舗装されており会社への進入通路として使用されておりました。そのため今後農地に復元することは困難な状況です。

許可にあたっては特に問題ないものと判断をいたしました。
以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

— 「質疑なし」の声 —

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

— 「討論なし」の声 —

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第6号 非農地証明願についての

番号1番から番号10番までの10案件、について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。

— 「挙手多数」 —

議長

挙手多数であります。

よって、日程第13、議案第6号 非農地証明願についての、

番号1番から番号10番までの10案件、については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

以上をもちまして、本日の会議案件は全て議了いたしました。

これで、令和6年 第1回 栗原市農業委員会総会を閉会いたします。

ご起立願います。ご苦勞様でした。

< 午後3時31分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議 長 吉 田 優 俊

議事録署名委員 三 浦 正 勝

議事録署名委員 尾 形 陽一郎